

中山間地域等直接支払制度に関する青森県特認地域の指定について

平成22年6月15日設定

1 特認地域

次の（１）から（３）までのいずれかの要件を満たす地域とする。

- （１）特定農山村法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び半島振興法（以下「４法地域」という）に地理的に接する農用地
- （２）農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について３の（２）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。旧市町村単位）
- （３）次のア又はイに該当し、D I D（人口集中地区（注）参照）を除いた地域（旧市町村単位又は集落単位）

ア ４法地域に隣接し、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす地域

（ア）農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

（イ）次のaからcのいずれかの要件を満たすこと

- a 農業従事者の高齢化率が県平均（33.8%）以上
- b 耕作放棄地率が耕地全体で県平均（6.0%）以上
- c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下

イ ４法地域に隣接せず、次の（ア）から（ウ）までの要件を満たす地域

（ア）農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

（イ）次のaからcのいずれかの要件を満たすこと

- a 農業従事者の高齢化率が県平均（33.8%）以上
- b 耕作放棄地率が耕地全体で県平均（6.0%）以上
- c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.42以下

（ウ）人口減少率（平成12年～17年）が3.5%以上又は人口密度150人/k㎡未満であること

（注）D I D：人口集中地区 ①人口密度4,000人/k㎡以上で5,000人以上まとまって住む地域
②平成17年度国勢調査の調査区単位で設定